⑸　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により行うものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、次の取扱いを行う。
①　工事成績評定点の減点措置
②　違約金の徴収（総合評価落札方式）
⑹　実施上の留意事項　提出された技術提案の各項目について、採用となる項目及び採用とならない項目については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。
4　入札手続等
⑴　担当部局　〒602―8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　近畿農政局会計課契約係　阿部　満美　電話075―451―9161　内線2047
⑵　入札説明書の交付
①　交付期間　平成30年５月14日から平成30年６月12日の午前９時から午後５時までとする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）。
②　交付方法　入札説明書の交付は電子入札システムにより行う。書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を下記４の⑵の③の交付場所へ申し込むこと。この場合、入札説明書の交付は無料とするが、ＣＤ―Ｒによる交換配布とするため、交付希望者は空のＣＤ―Ｒ（700ＭＢ、48倍速）を持参するものとする。
③　交付場所　〒602―8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　近畿農政局農村振興部設計課技術審査第１係　野田　智裕　電話075―451―9161　内線2519
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成30年５月14日から平成30年６月12日（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午後４時までとする。
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得て持参又は郵送する場合は上記４の⑵の③の提出場所へ提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
⑷　入札書の受領期限、場所及び提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
①　電子入札システムによる入札の締め切り　平成30年７月27日午後５時
②　紙入札方式により持参する場合　平成30年７月30日午後１時30分。
③　郵送による場合　受領期限は上記４の⑷の①に同じとする。提出先は上記４の⑴に同じとする。
⑸　開札の日時及び場所　平成30年７月30日午後１時30分　近畿農政局入札室
⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出方法　書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着）することにより行うものとする。
②　提出期間　いずれの場合も平成30年７月25日から平成30年７月27日（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
③　提出場所　上記４の⑴に同じ。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行京都支店）
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行京都支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　近畿農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４号に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額、利付国債の総額、金融機関の保証に係る保証金額及び保険会社との入札保証保険に係る保険金額は、見積金額の100分の５以上とする。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行京都支店）
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行京都支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　配置予定の技術者の確認　落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更は認められない。
また、落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
⑸　手続における交渉の有無　無。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　資料のヒアリングの有無　無。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵の③に同じ。
⑽　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても上記４の⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の３以上とする。低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の２以内とする。
⑿　談合等不正行為があった場合の違約金等
①　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
ア　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。